

南あわじ市及び南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会
合同定例会会議録

1. 日 時 平成30年3月30日(金) 午後0時55分開会

2. 場 所 南あわじ市役所 第2別館 第6会議室

3. 会議次第

開 会 午後0時55分

開議宣告

会議録署名委員の指名 宮崎委員(南あわじ市) 岡委員(学校組合)

前回会議録の承認

議事

協議及び報告事項

閉議宣告

閉 会 午後1時45分

4. 会議の出席者

《南あわじ市》

(教育長) 浅井伸行

(教育委員) 宮崎典弘、轟 孝博、岡 一秀、數田久美子

《学校組合》

(教育長) 浅井伸行

(教育委員) 狩野時夫、岡 一秀、宮崎典弘

5. 会議の欠席者

《学校組合》 河上和慶

6. 説明のため出席した者の職氏名

教育次長 福原敬二、教育総務課長 山見嘉啓

学校教育課長 山川直樹、社会教育課長 福田龍八

体育青少年課長 松本典浩、青少年育成センター所長 永田加織

教育総務課課長補佐 坂田真由美 教育総務課係長 新地美里

7. 会議に付した事件及びその結果

《共通議案》

- 議案第10号 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止に関する指針の策定について
議案第4号 原案可決

《南あわじ市》

- 議案第6号 南あわじ市教育委員会事務局組織の規則の一部を改正する規則制定について
原案可決
議案第7号 南あわじ市スポーツセンター条例施行規則の一部を改正する規則制定について
原案可決
議案第8号 南あわじ市立学校職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程制定について
原案可決
議案第9号 南あわじ市立学校財務規程の一部を改正する規程制定について
原案可決

《南あわじ市・洲本市小中学校組合》

- 議案第2号 教育委員会委員の辞職の同意について
原案に同意
議案第3号 教育委員会委員の辞職の同意について
原案に同意

開 会 午後0時55分

【浅井教育長】 定足数に達しておりますので、ただいまから南あわじ市教育委員会及び南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会合同定例会を開会します。

【浅井教育長】 まず、「会議録署名委員の指名」を行います。

会議録署名委員につきましては、会議規則第15条第2項の規定により、1名の委員を指名します。

南あわじ市教育委員会会議録署名委員につきましては、宮崎委員をお願いいたします。南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会会議録署名委員につきましては、岡委員をお願いいたします。

【浅井教育長】 次に、「前回の会議録の承認」に移ります。

前回来議録につきましては、事前にお配りさせていただいております。

何かお気づきの点ございませんでしたか。

特にご意見がないようですので、前回の会議録については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼び者あり)

【浅井教育長】 異議なしと認めます。

よって、この前回の会議録は、原案のとおり承認することに決定しました。

【浅井教育長】 次に、「教育長報告」を行います。お手元資料をご覧ください

まず1点目に洲本市教育長の河上教育長が3月いっぱい退任され、新しく本條教育長が後任として就任されます。それにもなつて本日の議題にもあげさせていただいておりますが、河上教育長には長年教育委員としてご尽力いただき、また淡路の教育長のなかでもリーダーシップをとっていただいたと、皆様と一緒に感謝申し上げたいと思います。

2点目に平成30年度南あわじ市一般会計予算が市議会で承認されました。詳しい内容についてはこれからお話しさせていただく機会があるかと思いますが、予算の主なところを話させていただきますと、学校教育課の指導体制が、課長1名と指導主事3名と、指導主事が1名増えて4名体制という形でスタートします。それからネット教育センターが開設される、防災ジュニアリーダー育成事業も充実した形でスタートします。兵庫教育大学との連携を取りながらのサテライト講座もスタートさせます。また、近畿高校駅伝、子ども映画祭も31年度に向けての準備が始まります。

また、今日お配りしております、バッグのように(松帆銅鐸PRグッズのバック)松

帆銅鐸を活用したPRも継続していきます。

3点目は教育委員会内の人事異動についてですが、後程教育総務課長の方から説明させていただきますが、資料をつけていますのでご確認ください。

よろしくをお願いします。

何かご質問ございますか。

ないようでしたら「教育長報告」を終わります。

【浅井教育長】 次に、「議事」に移ります。

「議事」につきましては、共通議案を1件、南あわじ市教育委員会単独議案4件、南あわじ市・洲本市小中学校教育委員会単独議案2件を審議したいと思います。

まず、共通議案を審議いたします。

南あわじ市教育委員会議案第10号、南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会議案第4号、「妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止に関する指針の策定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

【山川課長】 ただいま上程いただきました南あわじ市教育委員会議案第10号、南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会議案第4号、「妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止に関する指針の策定について」、提案理由のご説明を申し上げます。

この指針につきましては、平成28年3月に「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」及び、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」が改正され、職場における妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止措置が義務づけられました。

これに伴い、県においても指針が定められ、市教育委員会においても指針を策定することとし、今回提案するものです。

指針では、学校長の責務、教職員の責務、苦情・相談等の窓口を定めております。以上、「妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止に関する指針の策定について」の提案理由の説明とさせていただきます。

慎重審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

【浅井教育長】 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑、ございませんか。

【數田委員】 現状ハラスメント等はあるのですか。またこれに関して、研修会等されるのですか。

【山川課長】 現在、大きな問題等はこちらの方では把握しておりません。学校の中では安全衛生委員会等で、そういった問題が起こっていないか検証しております。また研修につきましても各学校単位になりますが、適宜こういった内容の研修が必要だということでは情報提供しています。

【數田委員】 現場においては、こういった問題は口にしにくいと聞いたりもしますので、心配しておりました。

【山川課長】 今は、妊娠期間中の教員には運動会補助やプール指導補助等も付けられますので、そういった制度利用もしています。

【數田委員】 そういった制度利用された方はいましたか。

【山川課長】 はい、利用されておりました。

【數田委員】 わかりました。

【浅井教育長】 他にありませんか。

特にないようですので、これで質疑を終結します。

お諮りします。

本案につきましては、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【浅井教育長】 異議なしと認めます。

よって、直ちに採決します。

南あわじ市教育委員会議案第10号、南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会議案第4号、「妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止に関する指針の策定について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【浅井教育長】 異議なしと認めます。

よって、南あわじ市教育委員会議案第10号、南あわじ市・洲本市小中学校組合教育

委員会議案第4号、「妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止に関する指針の策定について」は、原案のとおり決定されました。

【浅井教育長】 次に、南あわじ市教育委員会単独議案を審議したいと思います。

南あわじ市教育委員会議案第6号、「南あわじ市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

【山見課長】 ただいま上程いただきました南あわじ市教育委員会議案第6号、「南あわじ市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則制定について」、提案理由のご説明を申し上げます。

この規則の一部改正は、市の組織改編に伴い、教育委員会事務局の組織については、改編はございませんが、各課の事務分掌について改正を行うものでございます。

教育総務課及び学校教育課の幼稚園に関する事務については、市民福祉部に補助執行させることとなり、また、伊加利こども園に関しても市民福祉部に事務が戻りましたので削除いたしました。しかしながら、就学前教育等については、今後も教育委員会として関わっていくこととなり、市民福祉部と連携していくこととなります。

また、教育委員会が所管する施設の大規模工事に関しては、教育総務課教育施設係が一括して担当することとなります。

社会教育課については、日本遺産、埋蔵文化財、松帆銅鐸等についての事務について追加いたしました。

体育青少年課については、大きく改正はありませんが、スポーツイベントについて事務を明確にしました。

中央公民館については、改正はございません。

なお、附則でこの規則の施行日を平成30年4月1日と定めております。

以上、南あわじ市教育委員会議案第6号、「南あわじ市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則制定について」、慎重ご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

【浅井教育長】 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

【浅井教育長】 特にないようですので、これで質疑を終結します。

お諮りします。

本案につきましては、討論を省略し、直ちに採決したいと思います、これに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【浅井教育長】 異議なしと認めます。

よって、直ちに採決します。

南あわじ市教育委員会議案第6号、「南あわじ市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則制定について」を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【浅井教育長】 異議なしと認めます。

よって、南あわじ市教育委員会議案第6号、「南あわじ市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則制定について」は、原案のとおり決定されました。

【浅井教育長】 次に、南あわじ市教育委員会議案第7号、「南あわじ市スポーツセンター条例施行規則の一部を改正する規則制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

【松本課長】 ただいま上程いただきました南あわじ市教育委員会議案第7号、「南あわじ市スポーツセンター条例規則の一部を改正する規則制定について」、提案理由のご説明を申し上げます。

この規則の一部改正は、今年度実施しました西淡社会教育センターの改修により、格技室を廃止したことに伴い、センターの使用許可申請書の様式から格技室を削除するものでございます。

なお、附則でこの規則の施行日を平成30年4月1日と定めております。

以上、南あわじ市教育委員会議案第7号、「南あわじ市スポーツセンター条例規則の一部を改正する規則制定について」、慎重ご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

【浅井教育長】 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

【浅井教育長】 特にないようですので、これで質疑を終結します。

お諮りします。

本案につきましては、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【浅井教育長】 異議なしと認めます。

よって、直ちに採決します。

南あわじ市教育委員会議案第7号、「南あわじ市スポーツセンター条例施行規則の一部を改正する規則制定について」を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【浅井教育長】 異議なしと認めます。

よって、南あわじ市教育委員会議案第7号、「南あわじ市スポーツセンター条例施行規則の一部を改正する規則制定について」は、原案のとおり決定されました。

【浅井教育長】 次に、南あわじ市教育委員会議案第8号、「南あわじ市立学校職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

【山川課長】 ただいま上程いただきました南あわじ市教育委員会議案第8号、「南あわじ市立学校職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程制定について」、提案理由のご説明を申し上げます。

この規程の一部改正は、平成30年4月1日から兵庫県公立学校教職員候補者健康診断票が改正されたことに伴い改正するものでございます。

具体的には、本規程の第15条で定めております「職員健康診断票」の様式に腹囲、BMI、尿検査、血中脂質検査等、新しい検査項目を追加するものです。

なお、附則でこの規則の施行日を平成30年4月1日と定めております。

以上、南あわじ市教育委員会議案第8号、「南あわじ市立学校職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程制定について」、慎重ご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

【浅井教育長】 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

【浅井教育長】 特にないようですので、これで質疑を終結します。

お諮りします。

本案につきましては、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【浅井教育長】 異議なしと認めます。

よって、直ちに採決します。

南あわじ市教育委員会議案第8号、「南あわじ市立学校職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程制定について」を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【浅井教育長】 異議なしと認めます。

よって、南あわじ市教育委員会議案第8号、「南あわじ市立学校職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程制定について」は、原案のとおり決定されました。

【浅井教育長】 次に、南あわじ市教育委員会議案第9号、「南あわじ市立学校財務取扱規程の一部を改正する規程制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

【山川課長】 ただいま上程いただきました南あわじ市教育委員会議案第9号、「南あわじ市立学校財務取扱規程の一部を改正する規程制定について」、提案理由のご説明を申し上げます。

この規程の一部改正は、事務負担の軽減を図るため、検査の実施について定めている第12条で、南あわじ市契約規則に準じて、50万円を超えない物件については、物件検査調査の作成を省略することができることとしました。

また、様式の改正も行うものです。

なお、附則でこの規則の施行日を平成30年4月1日と定めております。

以上、南あわじ市教育委員会議案第9号、「南あわじ市立学校財務取扱規程の一部を改正する規程制定について」、慎重ご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

【浅井教育長】 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

【浅井教育長】 特にないようですので、これで質疑を終結します。

お諮りします。

本案につきましては、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【浅井教育長】 異議なしと認めます。

よって、直ちに採決します。

南あわじ市教育委員会議案第9号、「南あわじ市立学校財務取扱規程の一部を改正する規程制定について」を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【浅井教育長】 異議なしと認めます。

よって、南あわじ市教育委員会議案第9号、「南あわじ市立学校財務取扱規程の一部を改正する規程制定について」は、原案のとおり決定されました。

【浅井教育長】 提案理由の説明が終わりました。

この件につきまして、何かご質問等ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【浅井教育長】 続きまして、南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会単独議案について審議をします。

まず、議案第2号についての審議をするにあたり、本議案は岡委員の一身上に関する事件と認められますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項の規定に基づき、岡委員の退席を求めます。

(岡委員 退席)

【浅井教育長】 それでは、南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会議案第2号、「教育委員会委員の辞職の同意について」を審議します。

提案理由の説明を求めます。

【福原教育次長】 それでは、南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会議案第2号、「教育委員会委員の辞職の同意について」提案理由の説明を申し上げます。この度教育委員会委員岡氏より平成30年3月5日付で、同年4月12日をもって教育委員の職を辞したい旨の辞職願が提出されました。本件につきましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第10条の規定により、「委員は、当該地方公共団体の長及び教育委員会の同意を得て辞職することができる。」となっていますことから、本日議案として提出いたしました。

よろしく願いいたします。

【浅井教育長】 提案理由の説明が終わりました。

この件につきまして、何かご質問等ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【浅井教育長】 質疑がないようですので、お諮りします。

南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会議案第2号、「教育委員会委員の辞職の同意について」は、同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【浅井教育長】 異議なしと認めます。

よって、南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会議案第2号、「教育委員会委員の辞職の同意について」は、同意することに決定しました。

それでは、ただいまの議決結果を岡委員、管理者へ通知することといたします。

ここで、岡委員の入室を認めます。

(岡委員 入室)

【浅井教育長】 では、岡委員に議決結果を報告いたします。

委員の願いのとおり辞職について同意することとなりましたこと、ここでご報告させていただきます。

【浅井教育長】 続きまして、南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会議案第3号、「教育委員会委員の辞職の同意について」を審議します。

提案理由の説明を求めます。

【福原教育次長】 南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会議案第3号「教育委員会委員の辞職の同意について」、提案理由の説明を申し上げます・

このたび、教育委員会委員 河上氏より、平成30年3月23日付で、同年3月31日をもって教育委員の職を辞したい旨の辞職願が提出されました。

本件につきましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第10条の規定により、「委員は、当該地方公共団体の長及び教育委員会の同意を得て辞職することができる。」となっていますことから、本日議案として提出いたしました。

よろしくお願いたします。

【浅井教育長】 提案理由の説明が終わりました。

この件につきまして、何かご質問等ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【浅井教育長】 異議なしと認めます。

よって、南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会議案第3号、「教育委員会委員の辞職の同意について」は、同意することに決定しました。

【浅井教育長】 次に、「協議及び報告事項」に移ります。

「協議及び報告事項」につきましては、お手元に資料を配付しております。

まず、「南あわじ市議会3月定例会一般質問の報告について」事務局よりお願いします。

【福原教育次長】 南あわじ市議会3月議会において10名の市議より教育委員会の施策に関連する一般質問がありました。開催日時は平成30年3月2日、5日～7日でございます。

まず、中村議員からは「今回の教育の再編計画の変更理由について」というご質問があり、「計画から5年以上が経過し再編に向けた聞き取り調査などを検討するとともに、新しく導入される『新学習要領』では、主体的、対話的で深い学びのある事業を行なっていくため『これからの子供たちの教育環境が一番いいのか』という視点で再編計画を変更した。」と答弁いたしました。

次に、印部議員より2件のご質問がありました。1つ目「夢プロジェクトとは」というご質問に、「一流アスリートから子どもたちに努力する大切さやしんどさ、友達

や指導者の出会い、家族の絆など子どもたちに夢をもって学校生活を送ることをお教えいただいている。」と答弁しました。2つ目「小中一貫教育とは」というご質問に、「小中一貫教育のメリットとしては、9年間を通じた教育課程が編成すると同時に中学校の教員が小学校で専門性のある事業などができ特色ある教育を進めていくことができる。」と答弁しました。

次に久米議員より「学力向上のための課題や問題点は」というご質問がありました。「各学校では『授業改善プラン』作成し、指導法の工夫など行うとともに少人数学習や頑張りタイムなど一人ひとりに応じた指導を行っている。そのためには、教員の資質向上が必要であり『ゆずりはプロジェクト』や教職員研修を行っている。」と答弁しました。

次に阿部議員より「教育について」として「教育施設等の再編の新たな方針の見通しについて」ご質問がありました。『『子どもたちにとっての教育環境が一番いいのか』という観点の違いがあり、今後も丁寧に説明を重ねていく。』と答弁しました。

また「女子の部活動、特に野球について」のご質問に対し、「男女の明記のあるクラブはそれぞれに入部を進めており、野球については、指導する側としてソフトボール部の入部を進める場合がある。誤解を招かないよう指導をしていきたい。」と答弁しました。

次に蛭子議員より「南あわじ市の人づくりについて」ということで、3件ご質問があり、「学校給食の無償化について」のご質問に、「学校給食法において、学校給食に係る必要な施設・設備、職員の人件費は設置者の負担とし、学校給食費に要する費用は小中学校保護者の負担と明記されており、現在のところ無償化は考えていない。」と答弁いたしました。

二つ目、「学生個人の給付型奨学金の創設について」のご質問に、「現在、本市では『まなび資金補給制度』を設けており、今後も利用者拡大に向けて継続していく。」と答弁しました。

三つ目、「教員の確保について」のご質問に、「教職員の多くは県費職員であり直接の増員は望めず、単費で特別支援教育支援員等加配をしている。」と答弁しました。

次に、太田議員より、「南あわじ市教育施設再編計画について」ご質問がありました。「西淡・三原志知小学校の今後について」のご質問に対し、「平成28年度の保護者への聞き取り調査の内容を精査し『子どもにとってどのような教育環境がいいのか』を観点に説明をしたが、地域とは子どもの教育環境の論点についての相違があり、今後も引き続いて丁寧に説明をしていきたい。」と答弁しました。

次に、北村議員より「施政方針について」として、2件のご質問があり、1つ目「子どもの生活習慣改善には保護者との連携が必要では」とご質問に、「生活習慣については子どもの成長にとっては大変影響があり、基本的な生活習慣が身についている児童生徒のほうが学力的にも高いと言われており、学校やPTAなど関係機関と連携を図りながら取り組んでいきたい。」と答弁しました。2つ目、「沼島での小中一貫教育の検

討すべき課題は」というご質問に、「一貫教育では、9年間を通じた教育課程の編成し、英語や ITC に特化した教育に重点を置くことができるため、沼島の特色を活かせるように検討をしていく。」と答弁しました。

次に小島議員より「子育て環境の向上と教育の充実について」ということで「教育施設の再編について」のご質問がありました。「『どのような教育環境が一番いいのか』を地域の方々に理解していただくようきっちりと説明をしていきたい。」と答弁しました。

次に、土井議員より「教育の充実について」ということで3件のご質問がありました。1つ目「新学習指導要領の取り組みについて」とのご質問に、「今回の学習要領では、社会に開かれた教育課程を重視しており、外国語教育では外国語指導助手の ALT とサポートティーチャー、担任の3名体制で取り組み、総合学習の時間などの中で時間を確保していく。また、道徳教育では、県、教育事務所、市教委等の教職員の研修を重ねている。」と答弁しました。2つ目「南あわじ市の教育方針について」とのご質問に、

「本市では、県独自の新学習システムにより適切な加配をしており、また、がんばりタイムの導入など、一人ひとりに応じたきめ細かく学習向上に取り組むと同時に、ゆずりはプロジェクトにより教職員の志士向上に取り組んでいる。」と答弁しました。3つ目、「教職員の働き方改革について」のご質問に「教職員のワークライフバランスを進めるためには、教職員の意識改革が必要と考え、教職員勤務時間適正委員会を設置し、ノー残業デーやノー部活デーなど適切に取り組んでいきたい。」と答弁しました。

次に、熊田議員より「教育について」として2件のご質問があり、1つ目「教員の働き方改革おける部活の見直しについて」のご質問に、「教職員の働き方改革では、ノー残業デーやノー部活デーの取り組みと、今後は、国のスポーツ有識者会議などの動向を見ながら、部活動指導員の導入も適切に取り組んでいく。」と答弁しました。2つ目、「デジタル教科書の利用について」のご質問に、「現在、タブレットの導入において、国語、理科などの教科に応じ導入をしており、また、読み書きが苦手な児童のためのデジジー教科書も活用している。」と答弁しました。

以上、簡単ですが、報告させていただきます。

【浅井教育長】 この件につきまして、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

【浅井教育長】 ないようですので、次に移ります。

次に、「平成30年度学童保育所の開設について」、事務局より説明をお願いします。

【松本課長】 平成30年度学童、開設保育所については一覧のとおりで、昨年度と同様です。そのなかで、市保育所については人数の増加に伴い、学校校舎内の教室確保が難しいことから9月を目途に新しく学童保育所を建築予定です。場所については小学校

グラウンド脇、旧三原公民館分館跡地に予定しています。30名、30名の学童保育室2室を持つ建物です。また未開設である三原志知、西淡志知につきましても送迎型での開設を検討していきます。

【浅井教育長】 この件につきまして、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

【浅井教育長】 ないようですので、次に移ります。

次に、「教職員の人事異動について」、事務局より説明をお願いします。

【山川課長】 (教職員人事異動について説明)

【浅井教育長】 この件につきまして、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

【浅井教育長】 特にないようですので、次に「教育委員会事務局職員の人事異動について」、事務局より説明をお願いします。

【山見課長】 (事務局職員の人事異動について説明)

【浅井教育長】 次に「当面の行事予定」について、事務局より説明をお願いします。

(担当課長より順次説明)

【浅井教育長】 事務局の説明が終わりました。

ご質問、ご意見等ございませんか。

ないようですので続いて、「教育委員会後援名義使用許可状況」について報告いただきます。

(後援名義使用許可一覧表の説明)

【浅井教育長】 事務局の説明が終わりました。

ご質問、ご意見等ございませんか。

【浅井教育長】 それではその他に移ります。何かあったらお願いします。

ないようですので、これもちまして、南あわじ市及び南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会合同定例会を閉会します。

閉 会 午後1時45分

